

関 連 資 料

1. 普及啓発用教材「e ラーニング」のスライド
 - (1) 研究概要版
 - (2) 市民向け版
 - (3) 漁業関係者向け版
2. 韓国より入手した関連資料（鳥取環境大学による仮訳）
 - (1) 2007 年洛東江流域海洋ゴミ責任管理協約書
 - (2) 海洋廃棄物浄化事業（自治体補助）KM I 提供
 - (3) 釜山広域市海洋ゴミ管理基本計画

2. 韓国より入手した関連資料（鳥取環境大学による仮訳）

(1) 2007年洛東江流域海洋ゴミ責任管理協約書

洛東江流域責任管理に関する協約書

私たちは洛東江水系及び河口のゴミ問題を共同で解決するために、付属書1及び付属書2の通り、洛東江流域ゴミ管理協議会を構成し、ゴミ回収・処理事業等の費用を分担することに合意する。

2009年4月3日

環境部長官

国土海洋部長官

釜山広域市長

大邱広域市長

慶尚北道知事

慶尚南道知事

[付属書 1]
洛東江流域ゴミ管理協議会構成・運営に関する合意書

第1条（目的）この合意書は洛東江水系及び河口地域のゴミを効率的に管理するための協議会の設置及び運営に必要な事項を規定することを目的とする。

第2条（名称）この協議会の名称は「洛東江流域ゴミ管理協議会」（以下「協議会」という）とする。

第3条（構成）①協議会を構成する機関は次の各号の通りである。

1. 釜山広域市
2. 大邱広域市
3. 慶尚北道
4. 慶尚南道
5. 洛東江流域環境庁
6. 釜山地方海洋港湾庁

②協議会の委員（以下「委員」という）は第1項各号の機関（以下「協議会構成機関」という）の3級以上の公務員とする。

③協議会の議長（以下「議長」という）は委員の中から互選し、任期は1年とする。

④協議会の幹事は議長が属する機関の課長級公務員とする。

第4条（機能）協議会は次の各号の事項を協議・決定する。

1. 洛東江水系及び河口のゴミ管理のための中長期計画及び年度別計画の策定
2. 洛東江水系及び河口のゴミ回収・処理
3. 洛東江水系及び河口のゴミ低減のための施設または装備の設置・運営
4. 洛東江水系及び河口のゴミ実態調査
5. 協議会構成機関の間の費用分担合意履行に関する事項
6. その他協議会が必要と認める事項

第5条（会議）①協議会の定期会議は毎年3月に開催する。

②協議会の臨時会議は議長が必要と認め、または委員の要求がある時に議長がこれを招集する。

③議長は協議会を代表し、会議を招集し協議会の事務を総括する。

④議長がやむをえない事由により会議に参加することができない場合は、議長の指名した委員が議長の職務を代行する。

⑤委員がやむをえない事由により会議に参加することができない場合は、その委員が属

する機関の課長級公務員が代理参加して、討議と表決に参加することができる。

⑥環境部及び国土海洋部の公務員は協議会の要請がある場合、諮問役として会議に参加することができる。

第6条（協議方式）①第5条による定期会議または臨時会議で論議する案件（以下「会議案件」という）は、会議開催5日前までに議長に書面で提出しなければならず、議長は各委員に会議開催4日前までに会議案件を通知しなければならない。

②会議案件は4人以上の委員の賛成により議決する。ただし、この協約書（付属書1、2を含む）の改正は委員全員の賛成がなければならない。

第7条（実務委員会）①協議会は協議会の効率的な運営のために実務委員会を構成・運営する。

②実務委員会は協議会構成機関の課長級公務員を実務委員とし、協議会の幹事が実務委員会の委員長（以下「委員長」という）となる。

③実務委員会の会議は協議会で論議する案件に対して事前調整が必要と認めて議長が要請し、または実務委員の要求がある場合に委員長が招集する。

④委員長は案件検討のために必要な場合、会議開催前に協議会構成機関の意見を照会することができる。

⑤委員長は協議会で論議する案件の実務検討意見書を協議会に提出し、協議会開催時にその内容を報告しなければならない。

第8条（政府の支援）環境部長官または国土海洋部長官は、協議会の発展と円滑な運営のために、次の各号の事業予算及びその他必要な事項を支援する。

1. 洛東江水系及び河口のゴミ回収・処理
2. 洛東江水系及び河口のゴミ実態調査
3. 海洋ゴミの回収・処理
4. その他協議会が要請した事項のうち政府が必要と認める事業

第9条（補則）この規約で定める事項以外に協議会の運営上必要な事項は、協議会の議決により定める。

付 則

この合意書は2009年4月4日から施行する。

[付属書 2]

洛東江流域ゴミ管理事業費用分担に関する合意書

第1条（目的）この合意書は洛東江水系及び河口ゴミ管理事業の各機関別費用負担に関する事項を規定することを目的とする。

第2条（対象事業）この合意書により洛東江ゴミ管理協議会（以下「協議会」という）の委員となる地方自治体（以下「地方自治体」という）及び政府が費用を分担する対象事業（以下「対象事業」という）は次の各号の通りである。

1. 洛東江水系及び河口のゴミ回収・処理
2. 洛東江水系及び河口のゴミ低減のための施設または装備の設置・運営
3. 洛東江水系及び河口のゴミ実態調査
4. その他協議会が必要と認める事業

第3条（対象事業の決定）協議会は毎年3月に開催される定期会議で次年度対象事業及び事業費を決定し、これを4月末までに政府及び協議会構成機関に通知しなければならない。

第4条（事業費の分担）①対象事業のうち洛東江水系で実施する事業の費用は、政府及び水系管轄地方自治体がそれぞれ50%ずつ負担する。

②対象事業のうち洛東江河口で実施する事業の費用は次の各号の通り分担する。

- | | |
|----------|--------|
| 1. 政府 | 50.00% |
| 2. 釜山広域市 | 25.46% |
| 3. 大邱広域市 | 6.17% |
| 4. 慶尚北道 | 8.69% |
| 5. 慶尚南道 | 9.68% |

③政府は対象事業の事業費用に対する政府の分担比率を高めるために積極的に努力する。

第5条（分担比率適用期間）①第3条の分担比率は2010年会計年度から2013年会計年度まで実施される対象事業に適用する。

②2014年会計年度以降の分担比率は、2012年に洛東江水系及び河口のゴミ実態調査を経て調整する。

第6条（分担事業費の納付）政府及び地方自治体の長は、第4条第2項の規定により分担された事業費（以下「分担事業費」という）を毎年3月末までに釜山広域市の会計に納付しなければならない。

第7条（政府の支援）政府は第2条の対象事業以外に、海洋ゴミの回収・処理等環境改善のために必要な事業を積極的に支援する。

第8条（精算）釜山広域市長は第6条の分担事業費で遂行した当該年度対象事業の執行実績と事業費精算結果を翌年2月までに政府及び協議会構成機関の長に通知なければならぬ。

第9条（補則）この合意書に規定していない事項は、政府及び地方自治体が協議して定める。

付 則

この合意書は2009年4月4日から施行する。

(2) 海洋廃棄物浄化事業（自治体補助）KM I 提供
海洋廃棄物浄化事業（自治体補助）

☞この事業実施指針に対する解釈機関は国土海洋省海洋保全課（課長ファン・ジョンウ、事務官キム・ヘギ、主務官チョン・イルグ）です。

ア) 1. 事業目的

○漁業者に操業中網で引き揚げられた海洋ゴミを港に持つて帰るようにすることにより、自発的な海洋浄化活動参加を促し、漁業者の意識を高める。

イ) 2. 根拠法令

○海洋環境管理法第18条（海洋環境改善措置）

－海域管理庁は汚染物質の流入または堆積等による海洋汚染を防止し、海洋環境を改善するために必要と認められる時は、大統領令の定めるところにより次の各号の海洋環境改善措置を行うことができる。

2. 汚染物質の回収及び処理

○海洋環境管理法第119条（国庫補助等）

－国は地方自治体が次の各号の1に該当する措置を行う場合は、その費用の全部または一部を国庫から補助することができる。

1. 第18条による海洋環境改善措置

ウ) 3. 基本方向及び期待効果

○政府の海洋環境保全実践意志及び漁業者の海洋環境保全意識を高めるための教育・広報と併行実施

○漁業者に操業中引き揚げられた海洋ゴミ買取事業を通して海洋浄化事業に対する自発的参加を促すことにより、漁業者の認識を高める。

エ) 4. 2009年度成果指標及び成果目標

成果指標	成果目標	測定方法
海洋ゴミ買取事業地域拡大実績（ヶ所）	海洋汚染源の管理及び海洋生態系保全基盤の構築	前年と比べた海洋ゴミ買取事業地域拡大実績の比較

オ) 5. 年次別投資計画

（単位：百万ウォン）

区分	07実績	08計画	09計画	10計画	11計画	12計画
事業物量						
総事業費	3,583	4,000	4,000	4,120	4,243	4,372
国庫	1,983	2,400	2,400	2,472	2,546	2,623
地方費	1,600	1,600	1,600	1,648	1,697	1,749
自己負担						

カ) 6. 2009年度事業執行要領

ア. 事業内容

- 支援内容：漁業者が操業中引き揚げた海洋ゴミ買取代金
- 支援対象：11 広域地方自治体の 50 事業所
- 支援形態及び条件：地方自治体資本補助（国費 60%）
- 支援規模

(単位：百万ウォン)

事業内訳	総支援額			地方自治体支援額			備考
	計	補助	自己負担	計	補助	自己負担	
海洋廃棄物浄化事業 (自治体補助)	4,000	2,400	1,600	4,000	2,400	1,600	

- 支援条件：国費 60%、地方費 40%

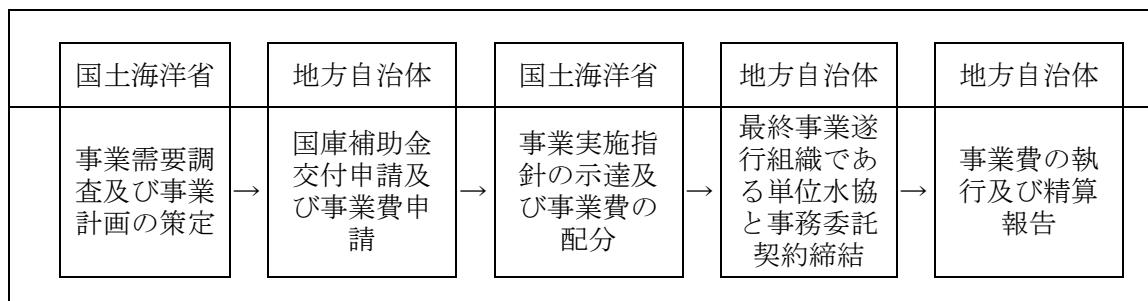
- 主管機関：国土海洋省

イ. 事業管理及び事業執行方法

(1) 事業実施体系

- 事業総括（主管機関）：国土海洋省
- 事業執行主体：市・道知事、市長・郡長・区長、事業所長（市・道傘下機関）
 - －最終事業執行主体：単位水産業協同組合（水協）
 - －該当自治体の事業条件により最終事業執行機関を指定することができる。
- 指導・協力：地方海洋港湾庁（海洋環境課）、海洋警察庁

(2) 事業遂行手続き



- ① 最終事業執行主体（単位水協）の選定及び報告（地方自治体、国土海洋省）
- ② 集荷場確保の協議及び設置確認（地方自治体、水協中央会、単位水協）
- ③ 自治体と最終事業執行主体間の事務委託契約の締結：
 - －集荷場の管理運営、人材確保等
- ④ 廃棄物処理業者、麻袋製作業者の選定及び契約（最終事業執行主体）

(3) 買取対象廃棄物及び事業執行主体

- 事業執行主体：市・郡・区
 - －自律漁業管理先進地域を優先的に事業地として選定実施することができる。
- 買取対象：水産業法第 43 条で定める漁業許可を受けた漁船が操業中引き揚げた次の海

洋ゴミに限る。ただし、許可漁業のうち同法同3条②項2号「陸上海水養殖漁業」、3号「種苗生産漁業」は除く。

－廃漁具・廃ロープ・廃ビニール（腐敗しないもの）

※買取除外

－操業中引き揚げられた廃棄物のうち魚介類、泥（干潟）

－漁船で発生した生活及び食品ゴミ、船舶で交換したワイヤロープ・廃タイヤ・機関修理品

(4) 買取代金及び支払方法

〈買取代金〉

○一般廃漁具、廃ロープ

－麻袋 40ℓ (4,000 ウォン)、麻袋 100 ℓ (10,000 ウォン)、麻袋 200 ℓ (20,000 ウォン)

○筌漁具：ウナギ筌（1個当たり 150 ウォン）、ワタリガニ筌（1個当たり 250 ウォン）

○大型廃棄物（廃発泡スチロール等）：1kg 当たり 260 ウォン

〈買取代金支払方法〉

○事業最終執行主体が個人別通帳に入金

○ゴミ買取時に該当漁業者が漁船出入港確認台帳（別添4）に作成記載し署名

○買取代金支払時には必ず上記確認台帳と水協の漁船出入港確認書類を対照して支払

(5) 計量方法

○麻袋：麻袋の数量確認（麻袋には隙間がないように詰めなければならない）

○大型廃棄物：重量を計る

○筌：実数量確認

(6) 集荷場

○設置：水協中央会

○運営及び管理：単位水協

(7) 従事人材、人件費及び装備

○人材：水協専従要員1名、作業人材及び追加人材（それぞれ2人まで雇用可能）

○人件費

－専従要員（水協/月50万ウォン）、作業人材（1人/月120万ウォン）、追加人材（1人/1日当たり7万ウォン）

○装備：トラック（ガソリン代執行可能）、手押車

－ガソリン代は総事業費の10%以内で執行可能

(8) 事業費執行方式

○事業費支援条件（国費60%、地方費40%）により執行（ただし、地方費確保がなされた地域に対しては、地方費確保を条件に3ヶ月間国費優先執行可能）

○'09年国費及び地方費確保前に買い取った物量に対しても'09年事業費遡及執行

(9) 買取ゴミ委託処理：リサイクル処理可能な限り優先

(10) 事業費配分計画：別添5参照

キ) 7. 行政事項

ア. 事後管理

○事業推進計画の策定及び管理指導

- －事業執行主体は推進計画の策定・事業推進日程・事業費執行計画の策定及び装備等を設定し、事業全般に対する指導・監督を実施しなければならない。
- －国土海洋大臣及び事業担当部署では、円滑な事業推進を図るために必要時に現場を確認することができ、事業執行主体はこれに積極的に協力しなければならない。
- －補助金交付申請、決定（取消・変更を含む）、確定、交付条件及び補助金執行残額等の執行手続きに関しては、補助金の予算及び管理に関する法律、予算会計法の定めるところによる。

○機関の間の協力体制の構築

- －地方海洋警察署、地方自治体、地方海洋港湾庁、水協（地区別、業種別）等、関連機関の間の協力体制を構築するように努めなければならない。

○買取ゴミの委託処理

- －最終事業執行主体は廃棄物管理法により適法な許可を受けた業者に一括委託処理（リサイクル業者に優先委託）を実施しなければならない。

○報告事項

- －市・道は補助事業の完了、補助事業廃止の承認を得た時、または会計年度終了時に当該年度の補助事業実績報告書と補助事業に要した経費を目別及び細部内訳別に区分した予算執行内訳書を添付して、補助金精算書を国土海洋省事業担当部署に提出しなければならない。
- －市・道は四半期別事業推進状況（別添1）を毎四半期翌月15日までに国土海洋省事業担当部署に報告しなければならない。

(3) 釜山広域市海洋ゴミ管理基本計画

**釜山広域市
海洋ゴミ管理基本計画**

2009.11.

**釜山広域市
(海洋港湾課)**

目次

I. 基本状況

- 1. 海岸
- 2. 海洋・港湾
- 3. 水産勢力
- 4. 釜山沿岸の水質
- 5. 下水処理

II. 海洋ゴミ発生源及び処理状況

- 1. 海洋ゴミ発生源
- 2. 現状及び改善策

III. 海洋ゴミ管理の基本方向及び推進戦略

- 1. 基本方向
- 2. 推進戦略

IV. 2009 年度推進事業

- 1. 海洋環境の浄化
- 2. 釜山海域の浄化・復元

※釜山 503 号（海洋環境浄化監視船）海洋ゴミ引き揚げ作業の全景

I. 基本状況

1. 海岸

○海岸線 306.2 km、島嶼 45 ヶ所、海水浴場 7 ヶ所

2. 海洋・港湾

○規模：港界内海岸線 306.2 km、水面積 248 km²、水深 5～16m

○接岸施設：岸壁 26.7 km（水揚げ場 9.604m）

○接岸能力：167 隻（北港 118、甘川・多大浦港 34、新港 14、千トン未満除く）

－港界：鎮海市明洞シンミヨン南端～加徳島南端～五六島～広岸里海水浴場南側端

○釜山南港（沿岸港）：水面積 1.31 km²（釜山市管理）

○釜山沿岸特別管理海域：742 km²（海域 236、陸域 506）

－位置：金井区、北区、海雲台区一部陸域、機張郡陸・海域を除く全地域

－管理：海域-国土海洋省（釜山地方港湾庁）、陸域-広域自治体（基礎自治体）

3. 水産勢力

○漁船/漁港：4,624 隻 322 千トン（全国の 48%）/50 港（国 3、地方 13、小規模浅瀬 34）

○水産物の生産：114 万トン（全国の 32%）-沿近海 43 万トン、遠洋 71 万トン

4. 釜山沿岸の水質

（単位：mg/L）

区分	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
溶存酸素 (DO)	7.8	7.5	8.3	9.6	7.5	8.4	8.0
化学的酸素要求量 (COD)	1.1	1.3	1.3	1.5	1.4	1.6	1.4
総窒素 (T-N)	0.378	0.396	0.172	0.344	0.455	0.381	0.386
総リン (T-P)	0.036	0.033	0.024	0.031	0.039	0.038	0.034
総大腸菌群（総大腸菌群数/100m ³ ）	981	522	362	295	638	965	367

（調査地点：17 地点/年 4 回）

※2008 年度釜山沿岸海域の水質は海域環境Ⅱ等級の値を示す。

☞Ⅱ等級 (COD2 以下)：海洋における観光及び余暇専用とボラ及び海苔等等級Ⅰの海域で棲息・養殖に適する水産生物以外の水産生物の棲息・養殖に適合する水質をいう。（海域水質基準：環境政策基本法施行令第 2 条別表 1、3-水質、工-海域）

5. 下水処理

○下水処理施設：12 ヶ所、2,186 千トン/日（'15 年までに 3 ヶ所追加）

－下水道普及率：発生量 1,599 千m³/日→処理量 1,487 千m³/日

○河川：国家河川 4 ヶ所、地方 2 級河川 44 ヶ所、小河川 32 ヶ所

II. 海洋ゴミ発生源及び処理状況

1. 海洋ゴミ発生源

ア. 陸上起因ゴミ

○河川と下水口を通して直接海に流入

－集中豪雨時には落東江と都心河川、非特定汚染源から生活ゴミが大量流入

○浜辺に出入する観光客、沿岸居住者の放置または投棄ゴミ

イ. 海上起因ゴミ

○港湾及び漁港に小型内航船、漁船等から廃タイヤ、廃ロープ等の無断投棄

○漁業活動及び台風等により流失または捨てられる漁具（網）、廃発泡スチロール等

○船舶運航、海洋施設の利用または海難事故により発生するゴミ

ウ. 海洋ゴミ発生量（推定）

○河川、海岸、船舶、海上構造物等汚染原因多様

－海洋流入時に早く拡散、沈積時に肉眼観察不可能で発生量の推定ができない。

エ. 年度別海洋ゴミ回収・処理状況

（単位：トン、百万ウォン）

区分	計	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
合計	事業量	86,046	15,081	47,515	7,889	3,100	4,901	4,733
	事業費	17,576	2,900	6,724	1,953	1,544	1,816	1,773
海洋ゴミ 買取事業	事業量	2,404	0	0	731	659	372	535
	事業費	1,463	0	0	546	419	220	235
養殖漁場 浄化事業	事業量	1,543	187	242	16	161	596	108
	事業費	2,731	534	400	16	324	1,009	124
沈積漁網 引き揚げ事業	事業量	1,070	211	268	107	208	0	276
	事業費	2,117	452	421	300	522	0	422
沈積ゴミ 回収処理	事業量	1,304	190	194	193	190	193	162
	事業費	313	46	46	46	46	39	44
釜山沿岸 浄化活動	事業量	38,922	5,703	21,517	4,942	1,799	1,476	1,729
	事業費	2,956	765	850	639	177	110	187
洛東江河口 ゴミ回収 処理事業	事業量	1,700	0	0	0	0	501	650
	事業費	540	0	0	0	0	164	149
災害ゴミ 回収処理	事業量	39,103	8,790	25,294	1,900	83	1,763	1,273
	事業費	7,456	1,103	5,007	406	56	267	617

2. 現状及び改善策

〈現状〉

ア. 海洋ゴミ発生量は持続的に増加の見通し

○週休2日制等、市民の海洋レジャーの活性化、沿岸地域利用の増加により、海洋ゴミ発生量は引き続き増加の見通し

イ. 海洋環境保全に対する市民の関心増加

○海洋ゴミによる被害増大による沿岸地域住民と漁業者の海洋ゴミ回収・処理要求の増大

ウ. 海洋ゴミ回収処理費用の予算確保の難しさ

- 社会福祉及び開発事業に比べて海洋ゴミ処理事業の予算確保が難しく、大部分政府支援に依存
 - －劣悪な地方財政条件上、地方費の予算確保が困難

〈改善の方向〉

ア. 海洋環境教育及び広報の拡大により海洋ゴミ発生量の縮減

- 市民の環境監視及びモニタリング、漁民を対象とした海洋環境保全教育・広報手段の多様化及び強化により、ゴミ発生量を縮減
 - －海釣り、親水空間を楽しむ市民に対する環境保護の認識を増進させうる教育・広報媒体の開発

イ. 体系的な海洋ゴミ管理のための科学的統計資料の確保

- 政策の効率的な推進のために、調査技法の開発等体系的な回収・処理のための科学的統計資料を確保

ウ. 効率性アップのためのゴミ統合管理システムの運営

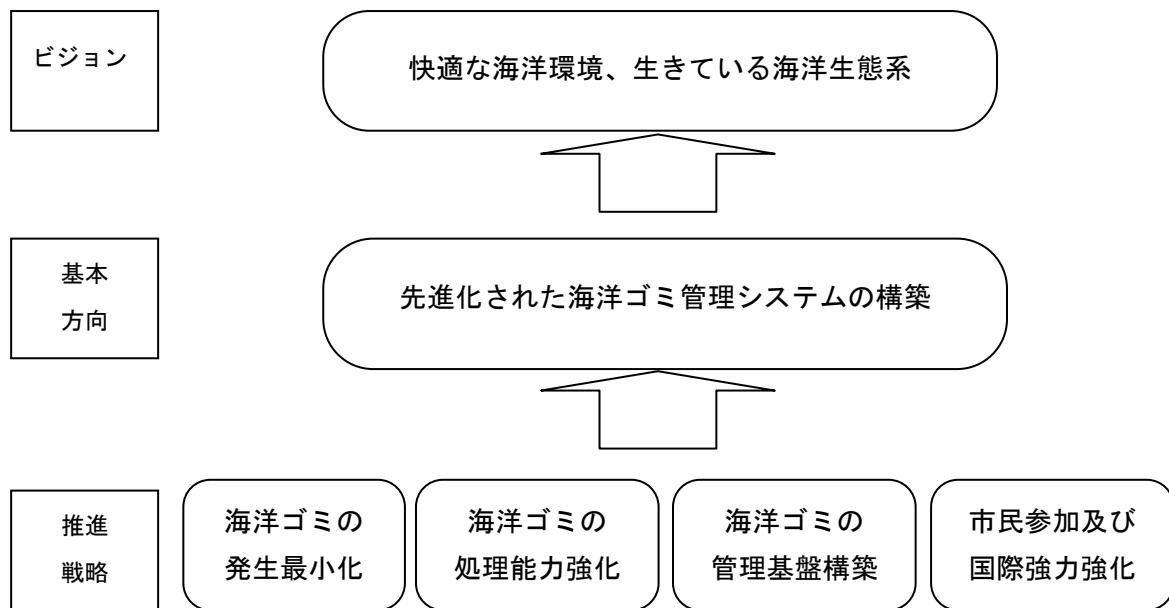
- 海に関連するゴミ改修事業の中央省庁別事業の統合管理及び地域の条件に合う効率的で体系的な管理システムの構築・運営

エ. 海洋ゴミ回収処理の国庫補助金支援の拡大

- 毎年ゴミ回収処理率を増大させ、安定的な事業予算確保のための国庫補助金を拡大

III. 海洋ゴミ管理の基本方向及び推進戦略

1. 基本方向



2. 推進戦略

ア. 海洋ゴミ発生の最小化

- 漁業者の安全操業定期教育を通した海洋環境教育の活性化
- 洛東江上流地域のゴミ海洋流入の遮断

イ. 海洋ゴミ回収・処理能力の強化

- 海洋浄化事業の持続推進及び釜山沿岸浄化活動の活性化

ウ. 市民参加の強化

- 官民共同の浄化活動の展開及び市民団体の「海の運動」の支援
 - 市民団体主管により海洋ゴミの被害に関する教育・広報
 - 海の重要性と海洋環境の汚染を予防することのできる契機を用意

IV. 2009 年度推進事業

1. 海洋環境の浄化

○事業費：58 億ウォン/回収予想量 8,043 トン（年平均比増 362%）

－最近 5 年間の事業費 80 億ウォン/23,450 トン（年平均 16 億/4,700 トン）

○2009 年海洋ゴミ処理予算状況

事 業 名	事業費(百万ウォン)				回収量 (トン)	予算	備考
	計	国費	市費	区費			
合 計	5,787.5	4,076	1,669	42.5	8,064		
小 計	4,615.5	2,904	1,669	42.5	6,394		
河川・河口ゴミ 浄化事業	3,000	1,500	1,500	0	5,000	環境省	
海洋廃棄物浄化事業 (操業中引揚ゴミ買取事業)	165	99	66	0	271	国土省 (受発金)	
海洋保護区域管理事業 (五六島及び周辺海域)	150	105	45	0	20	国土省	
沈積廃棄物の回収	46	0	46	0	200	市費	
汚染水深海域 水中浄化活動	4.5	0	4.5	0	1	市費	
養殖漁場浄化事業	250	200	7.5	42.5	154	農林省 (均特会計)	
沿近海沈積廃棄物 回収事業	1,000	1,000	0	0	748	農林省 (受発金)	
小 計	1,172	1,172	0	0	1,670		
沈積ゴミ回収 (兄弟島周辺海域)	1,000	1,000	0	0	250	国土省 直接	
漁港区域浄化事業 (大辺港)	22	22	0	0	300	〃	
海岸ゴミ浄化事業	150	150	0	0	1,120	〃	

2. 釜山海域の浄化・復元

事業区域	予算額（百万ウォン）		事業規模		今後の計画	事業主体
	総事業費	09 事業費	浚渫面積 (m ²)	浚渫量 (m ³)		
合 計	37,047	4,000	765,442	1,060,049		
南 港	28,500 (09~13)	2,000	380,000	260,000	・本工事 09 下半期	国土省
龍湖湾	8,547 (09~13)	2,000	85,072	66,000	・本工事 09 下半期	〃
甘川港	結果により 予算確保	-	300,370	140,049	・10 年実施設計予算 確保	〃

※洛東江流域責任管理協約の締結

○責任管理協約の内容⇒協約日：'09.4.3

◇洛東江流域 4 市・道及び政府の間で管理協議会を構成・運営
◇4 市・道及び政府の間で洛東江ゴミ回収・処理費用分担

△対象事業：洛東江水系及び河口のゴミ回収・処理、ゴミ低減施設の設置・運営及びゴ
ミ実態調査等

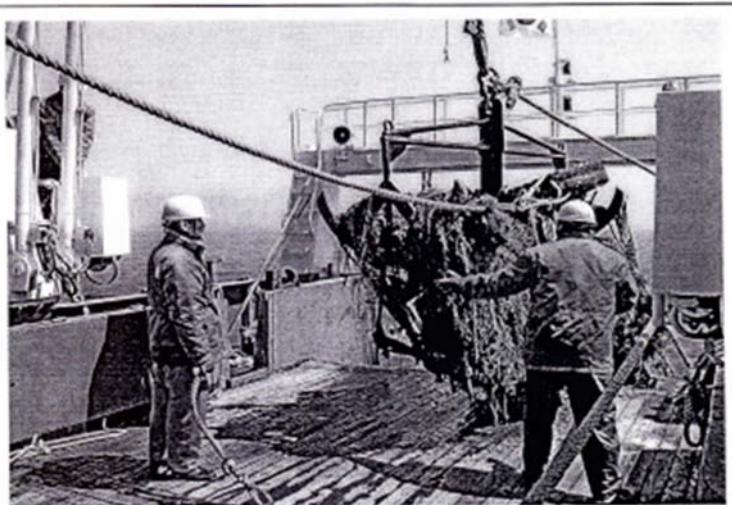
△適用期間：2010 年～2013 年（4 年）

※2014 年以後は実態調査（2012 年）を経て費用分担率再調整

△分担比率：政府 50%、釜山広域市 25.46%、大邱広域市 6.17%、慶尚北道 8.69%、慶尚

南道 9.68 %

【釜山 503 号（海洋環境浄化監視船）海洋ゴミ引き揚げ作業】



※釜山 503 号（海洋環境浄化監視船）基本状況

□船舶諸元

- 規模：鋼船 118 トン → 馬力数：1,958 Hp (979 Hp × 2 台)
- 最大航続距離：1,500 海里（速力 14 ノット）→ 形態：トロール式
- 補助船（FRP）1 隻（1.7 トン）

□船舶用途

- 沿岸海域の海洋環境の監視及び海洋廃棄物の引き揚げ・回収処理
- 赤潮、クラゲ等海洋有害生物の予察及び石油汚染防除の支援

□主要装備

- 多機能ワインチ 3 台、特殊クレーン 2 台
- 黄土散布防水布 2 基、油処理剤散水布 2 基
- オイルフェンス 500m、油処理剤 18ℓ × 19Can、油吸着剤 90Box 等